



## 「子どもの居場所づくり」への支援にご協力ください

☎ 1028508

☎ 子ども未来課 ☎ (632)2344

▼子どもの居場所とは 子ども食堂など、家庭や学校以外で子どもたちが気軽に訪れ、大人の見守りのもとに安心して過ごすことができる居場所のことで、体験・経験の機会、食事などさまざまな支援が提供されています。



地域や団体などが主体となり開設しています。詳しくは、市☎をご覧ください。

▼支援へのご協力をお願いします 本市では、子どもの居場所への支援として、皆さんからいただいた寄附金や物品などの寄附の分配を行っています。

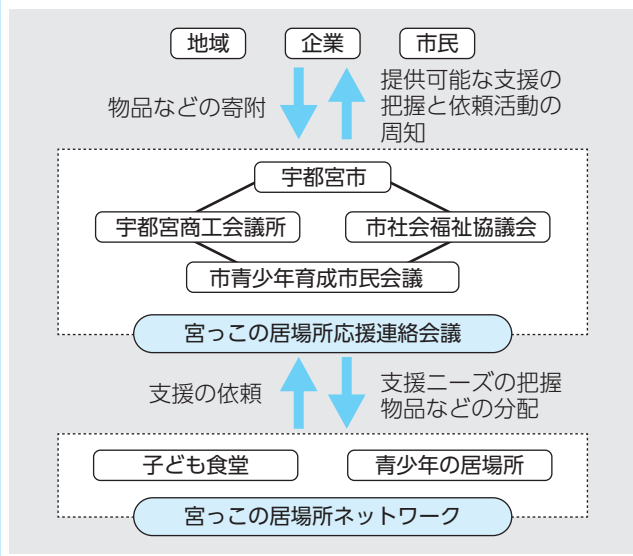
居場所の支援、寄附をお考えの個人、企業・団体などは、子ども未来課へご連絡ください。

### ▼子どもの居場所を開設してみませんか

子どもの居場所の設置を促進するため、本市では、子どもの居場所の開設や運営に伴う経費の一部を補助しています。居場所の開設をお考えの個人、企業・団体などは、子ども未来課へご連絡ください。

### 支援の仕組み

子どもたちが身近な場所で利用できる居場所づくりの充実・強化を図るため、本市が中心となって「宮っこの居場所応援連絡会議」を立ち上げました。居場所の運営者と支援者をつなぎ、地域全体で子どもたちの健やかな育成を支えていきます。



## ご利用ください 難病患者のための各種制度

☎ 1004495

☎ 保健予防課 ☎ (626)1114

難病とは、発病の原因が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病で、長期にわたり療養を必要とする病気です。そのうち、客観的な診断基準が確立していて、患者数が人口の0.1%に達しない病気が「指定難病」として、医療費助成の対象となります。

■難病の医療費助成制度 指定難病に関する治療について、医療費の一部を助成しています。助成対象になると、自己負担割合が2割になり、月額自己負担上限額までの負担となります。

▼対象 指定難病（338疾患）に罹患して、次の条件を満たす人。①診断基準を満たしている②重症度分類の基準を満たしている、または当該疾病にかかった医療費総額（10割）で3万3,330円を超える月が年3回以上ある。

▼申請方法 保健予防課（竹林町・保健所内）・保健と福祉の相談（市役所1階）に置いてある申請書類一式（県☎URL1からも取り出し可）に必要事項を書き、直接、保健予防課または保健と福祉の相談へ。

▼その他 疾病について、詳しくは、難病情報センター☎URL2や市☎などでご確認ください。また、申請する際は、まずは主



▲県☎



▲難病情報センター☎

治医にご相談ください。

■各種サービス 日常生活に不自由を感じたら、障がい福祉サービスや介護保険サービスを利用できます。支援区分や介護度が認定されると、家事援助や通院介助などのサービスを利用することができます。

### お気軽にご相談ください

▼就労の相談 ハローワーク宇都宮（明保野町）の難病患者就職サポーターが、治療と両立できる仕事の検討や企業への説明などの相談に応じています。

☎ ハローワーク宇都宮 ☎ (638)0369（自動音声案内）

▼保健師やピアサポーターによる相談 とちぎ難病相談支援センター（駒生町・とちぎ健康の森内）では、平日、午前10時～正午、午後1時～4時に、保健師やピアサポーターが電話や面接で相談に応じています。また、医療相談（個別相談）も行っています。相談を希望する人は、電話で、とちぎ難病相談支援センター ☎ (623)6113へ。

▼保健師による相談 難病に関する療養生活などの相談は、保健師が面接または電話・訪問などで対応します。詳しくは、45ページの「感染症・難病・精神保健に関する相談」をご覧ください。